第1号様式の4 (第4条関係)

手数料額計算書

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による申請)

1 申請の対象とする範囲

建築物全体(複数建築物の認定)

2 計画の評価方法

住宅部分:

(該当する□にレを記入)

□ 誘導仕様基準 □ 誘導仕様基準以外

非住宅部分:

□ モデル建物法 □ 標準入力法等

3 手数料額

申請の種類(申請の該当する口にレを記入)			適合証等がある場合		適合証等がない場合	
申請建築物	住宅部分の床 面積の合計		別表105	ア	別表107	ア
	□共用部分を 除く	$ m m^2$		円 (a)		円 (A)
	非住宅部分の床面積の合計		別表105	<u> イ</u>	別表 1 0 7	イ又はウ
		$ m m^2$		円 (b)		円 (B)
	合計		(a) + (1	b)	(A) + (1)	B)
		m²		円		円
他の建築物	合計		(c)		(C)	
		m²		円		円

合計

円

備考

- 1 別表とは、町田市手数料条例別表をいう。
- 2 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に 基づく申出をする場合は、上記合計に町田市手数料条例に定める額を加える。
- 3 適合証等とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費 性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物 エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 4 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する 場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。
- 5 金額(c)及び(C)には、別紙の他の建築物の手数料合計額を記入する。
- 6 本様式に別紙を添付すること。

手数料額計算書(他の建築物)

申請の種類	(申請の該当する		適合証等がある場合	適合証等がない場合
他の建築物	住宅部分の床 面積の合計		別表105 ア	別表107 ア
	□共用部分を 除く	m²	円 (d)	円 (D)
	非住宅部分の 床面積の合計	m²	別表105 イ	別表107 イ又はウ
	小計	m	円 (e) (d) + (e)	(D) + (E)
		m ²	円	F
他の建築物	住宅部分の床 面積の合計		別表105 ア	別表107 ア
	□共用部分を 除く	m²	円 (d)	円 (D)
	非住宅部分の		別表105 イ	別表107 イ又はウ
	床面積の合計	m²	円 (e)	円 (E)
	小計	2	(d) + (e)	(D) + (E)
		m²	円	Į.
他の建築物	住宅部分の床 面積の合計		別表105 ア	別表107 ア
	□共用部分を			
	除く 	m²	円 (d)	円 (D)
	非住宅部分の床面積の合計		別表105 イ	別表107 イ又はウ
		m²	円 (e)	円 (E)
	小計	$ m m^2$	(d) + (e)	(D) + (E)
加力7本分址	∧ ∌I.	111	円	П
他の建築物	合計		円 (c)	円 (C)

備考

- 1 別表とは、町田市手数料条例別表をいう。
- 2 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に町田市手数料条例に定める額を加える。
- 3 適合証等とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。